

被扶養者の認定申告をするときに必要な添付書類一覧

※必ず、『公立学校共済組合被扶養者認定関係事務必携(事務処理要領)』
に基づき手続きしてください。

新規被扶養者認定申告書（普通認定） 添付書類一覧

事由	添付書類	提出先
組合員が地方職員共済組合、市町村職員共済組合、国家公務員共済組合、警察共済組合、公立学校共済組合他支部から異動してきたときで、異動前から引き続き被扶養者の認定をするとき（※）	○次の書類のうちいずれか1つ ・異動前の組合員証（写）及び被扶養者証（写） （有効期限を経過していないものに限る。） ・異動前の資格確認書（写） （転出時点で有効期限を経過していないものに限る。） ・マイナポータルにおける「医療保険の資格情報」をプリントアウトしたもの （保存日時が被扶養者申告書の提出日から1か月以内であるものに限る。）	所属
	○マイナンバー申告書 （共済様式2－8号）	共済
扶養者が組合員となったとき（組合員資格取得者に被扶養者がいたとき）、新たに認定事由が生じた被扶養者を認定するとき（※）	○マイナンバー申告書 （共済様式2－8号）	共済
	認定事由が離職の場合 ○離職の日が確認できる書類 ※その他の認定事由の場合は、扶養手当認定書類で確認を兼ねる。	所属
（※）上記に加えて必要	添付書類	提出先
組合員が厚生年金第2号被保険者であり、被扶養者が20歳以上60歳未満の配偶者であるとき	○国民年金第3号被保険者関係届 （共済様式2－6号）	共済
	○配偶者の年金手帳等の基礎年金番号を確認できる部分（写）	所属
	事実発生日から30日以上経過してから認定申告をする場合 ○国民年金第3号被保険者該当に関する証明（共済様式2－5号）	共済

新規被扶養者認定申告書（特別認定） 添付書類一覧

事由	添付書類	提出先
扶養者が組合員となったとき（組合員資格取得者に被扶養者がいたとき）（※） 新たに認定事由が生じた被扶養者を認定するとき（※）	○同一生計構成員調書 （共済様式 2－3 号）	新潟市教育委員会 又は教育事務所
	○認定申告理由書 （共済様式 2－2 号） ○認定申告理由書に基づく添付書類一式	
	○マイナンバー申告書 （共済様式 2－8 号）	
		共済
（※）上記に加えて必要	添付書類	提出先
組合員が厚生年金第 2 号被保険者であり、被扶養者が 20 歳以上 60 歳未満の配偶者であるとき	○国民年金第 3 号被保険者関係届 （共済様式 2－6 号）	新潟市教育委員会 又は教育事務所 経由で共済
	○配偶者の年金手帳等の基礎年金番号を確認できる部分（写）	新潟市教育委員会 又は教育事務所
	事実発生日から 30 日以上経過してから 認定申告をする場合 ○国民年金第 3 号被保険者該当に 関する証明（共済様式 2－5 号）	新潟市教育委員会 又は教育事務所 経由で共済